

第9回会議の概要

2 供述証拠の収集の在り方

○ 取調べの録音・録画制度の在り方

(1) 取調べの在り方と録音・録画制度

ア 取調べの機能については

- 取調べには、犯罪の真相を解明する中核的な機能・役割がある。例えば、取調べによる供述によって、客観証拠の乏しい事件における犯人性の判断や死体や凶器等の重要な証拠が発見できているという実態があり、また、取調べによる供述と客観的証拠が無理なく符合するか否かを確認することにより、客観的証拠の位置づけを適正に判断できる。
- 取調べにより、捜査機関が当初抱いた疑いが捜査の早い段階でシロになることもあり、事情を知る者から供述を得ることにより、効率的な捜査も可能となる。
- 取調べには、情状としての動機の解明のほか、余罪事件につながる事実、今後の犯罪捜査の基礎資料としての犯罪手口、犯罪に利用されるシステム、組織犯罪の組織構成などの情報を収集するという重要な機能がある。

などとの見解が示された。

このような機能が取調べにあることに特段の異論はなかったものの

- 捜査官が職務熱心な余りに、被疑者等に虚偽の供述をさせることも現実にあるわけであり、取調べが必要だからといって、無実の人が自由を奪われることは、少なくとも理念的にはあってはならないという前提で法制度を構築すべきである。
- 人の記憶には間違いや減退があるし、内心に踏み込むことには限界があるが、これを取調べにより捜査官が補おうとすることに問題が生じるとの話を以前に聞いたが、この話は非常に分かりやすい。
- 取調べ中心の捜査は限界にきており、可視化した上で新しい技術で捜査をするという方向に変えていくべきではないか。

などとの指摘がなされた。

イ また、取調べの機能に関連し、いわゆる起訴基準について

- 起訴した事件が無罪になることをあまり異常なことと考える方がよいし、捜査機関が起訴を慎重にすべきとの考え方が行き過ぎて、一生懸命自白させようということが起きていると思われるから、有罪判決の合理的な見込みがあるという程度で起訴してもよいのではないか。

との見解が示され、その一方で

- 起訴されるとそれだけで社会的制裁を受けてしまう我が国の現状からすると、国民一般から見ても、十分な時間をかけて被疑者の取調べをし、その裏付

捜査を行って真偽を確認してから起訴の判断をすることには意味がある。

- あっさり捜査おおらか起訴を徹底すると、イギリスのように、取調べを1回1時間程度、数回くらい行うのみで起訴をし、争われる事件では50パーセント以上が無罪となるような在り方や、ドイツで経験した、目撃者の供述に矛盾があっても補充捜査をせずに起訴をするような在り方がイメージされるが、そういうのが我々の目指すところかと言えば甚だ疑問である。

との見解も示された。

ウ 取調べの在り方については

- 相手の言い分をしっかりと聞くことが基本であり、さらに、その適正化が図られること、供述人等の名誉やプライバシーの保護が図られること、他の事件解決のためにも捜査手法が必要以上に明らかにならないことが必要である。

などとの見解が示された。

その際、取調べの方法に関して

- 我が国の取調べは、捜査官が持っている仮説を裏付ける供述を得ようとする言わば仮説裏付型に傾いている向きがあり、これは、もし仮説が間違っていれば誤った供述が固定化されるという危険もあるので、むしろ、この人が何を語るかということ客観的に聞くという取調べをしていく必要がある。

との見解が示され、その一方で

- 被疑者から話を聞く段階でどのような証拠から集まっているかにより、嫌疑の程度は刻々と変わり得るものであるから、事案や場面に応じて、取調べのやり方は様々である。明らかな虚偽供述をしている被疑者に対し、説得や追及が必要となる場面もある。

などとの見解も示された。

エ 取調べの録音・録画の目的については

- きちんとした取調べが行われたか否か、取調官のバイアスにより供述がゆがめられ固定されていないか、あるいは、事情を知っている本人による供述なのか、明らかな虚偽供述なのかということなどを事後的に検証するために、取調べの録音・録画が必要となる。
- 録音・録画の目的が事後的な検証可能性にあるという場合、そもそも何をどこで検証しようというのか更に議論の必要がある。
- 取調べを事後的に検証するために録音・録画が必要だとの意見がなされたが、録音・録画を原則とすることとなると、そもそも供述を取れない場合があり得、そうすると、検証できる場合が限られてしまうと思われるが、そのような場合をどうするのかとの視点が排除されているのではないか。
- 法務省の勉強会等では、公判で供述の任意性等をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることを中核的な目的にすべきとしているが、それは副次的な効果であり、主たる目的は、取調べの適正確保と考えるべきである。

- 取調の録音・録画には、いくつかの目的・機能があり、これしかないと言えるわけではないが、これまでの議論を踏まえると、取調べの適正化や検証可能性の担保などが明示されてきたのであり、そのような目的・機能を達成するために何が必要かということを考えるべきである。

などとの見解が示された。

その際、録音・録画の目的から論理必然的に、対象とすべき取調べの範囲や対象とすべき事件が導かれるとの見解が示され、その一方で、一件明白に論理必然として何らかの結論が導かれるものではなく、各論において実証的な観点も含めて具体的議論がなされるべきとの見解も示された。

(2) 対象とすべき取調べ

ア 録音・録画による取調べへの影響の有無・程度については

- 現在、検察において、取調べの録音・録画の試行中であるが、例えば、カメラがあるから供述しないとし、カメラを停止した取調べではその内容を供述した事例、共犯者が見る可能性を考えて録音・録画の中断を申し出た事例など、供述態度や供述内容に変化が認められた事例がある。
- 映像が残ることを意識し、一度口にした虚偽供述を維持し続ける被疑者が出るのが考えられ、また、特に組織犯罪等で、とりあえず調書にしないことを前提にして供述を得るという手法が不可能となる。
- 組織犯罪においては、被疑者との信頼関係を構築するとともに、組織の情報を獲得するため、組織の内情に関する会話をすることがあるが、録音・録画がなされると、組織からの報復を恐れた被疑者との間でそのような会話ができなくなる。
- 調書であれば残らないはずの、被害者に対する誹謗中傷や、被害者・関係者等の名誉・プライバシーに関する供述が、録音・録画により記録として残ること自体、被害者には耐え難い苦痛であり、二次被害であり、そのために被害申告をためらう被害者も出てくることとなる。

などと録音・録画に伴う弊害についての見解が示された。

これに対しては

- 被疑者に対して、録音・録画がどのように使われるのかが分かるような説明がないと、拒否するにも承諾するにも、判断材料として不親切ではないか。
- 供述態度や供述内容に変化が現れた事例の割合はそれほど多くはないと思われるし、録音・録画によって、むしろ真実の供述をしようとして、それらが変化することもあり得るのであって、当然に弊害であるとは言えない。
- 指摘されている弊害については、録音・録画そのものによる弊害と捉えるのではなくて、録音・録画された結果をどのように使うのか、供述人をどのように保護するのか、被害者のプライバシーをどのように守るかという問題として捉えることで解決できるものがあるのではないか。
- 制度上は、仮に証拠開示に弊害がある場合は、弁護人に開示できるか否かを

裁判所がインカメラで判断できることになっており、供述内容が必ずその供述人以外の者に漏れるという前提で立論すべきでない。

などとの指摘がなされ、さらに、これに対して

- 絶対に弁護人に開示されないということを取調べ段階で保障することはできず、そうである以上、録音・録画をした状態では供述ができないということはある。

などとの指摘がなされた。

また、取調べの録音・録画の弊害に関する諸外国との比較については

- 諸外国で可視化を導入した際、取調官に抵抗感や戸惑いがあったが、それは研修等を経て、今は導入は正しかったと考えているとのことであり、新たな研修等により、真相解明機能への弊害はなくなるのではないか。

との見解が示された一方で

- 諸外国においては、取調べの持つ意味が我が国とは違う。これを捨象して、例えば、もともと1時間程度の取調べを数回ほどしか行わないイギリスにおいて弊害があるとかないとか議論しても生産的ではない。

との見解も示された。

イ 対象とすべき取調べの範囲については

- 捜査官の発問の仕方や誘導、取り調べられる側の迎合的な態度等によって虚偽の自白が作られていることも往々にしてあり、虚偽自白か否かを検証するためには、取調べの最初から最後まで供述経過が正確に記録されていることが必要である。取調べの一部の録音・録画は、虚偽自白を見抜くことを困難にするという意味でむしろ有害である。
- 取調べの録音・録画の目的が取調べの適正化、検証可能性、虚偽自白の防止等にあることからすれば、取調べの最初期段階から全過程の録音・録画が行われるべきである。
- 警察や検察が可視化を拒否することで、その後にもまた不適正な取調べや不適正な調書の作成が明るみになれば、国民の信頼が低下してそれこそ治安の危機であり、取調べの適正化を図るためには、取調べの全過程を記録して、監視しておかなければならない。
- 全過程の録音・録画は当然と考えるが、もしそれが部分的にかなわないという事情があるとするならば、それらの1つ1つを俎上に上げて、何がどう問題であるかを明らかにして、いかに解決を図っていくか、次善の策を講じていくかという観点で検討を進めるべきである。

などとして、取調べの全過程を録音・録画の対象とすべきとの見解が示された。

その一方で

- 被害者にとっては真実が明らかになるかどうかという観点が一番重要であり、録音・録画によって被疑者から供述を得ることが困難になるなどという現場の意見はしっかり受け止めるべきであって、取調べに支障を来すという懸念

がある場合は、一律に録音・録画をすべきではなく、対象から外すことも必要である。

- 取調べの全過程を録音・録画すべきとしても、合理的な範囲で、除外事由を作る必要があるし、録音・録画の内容を法廷で公開しなくてもいいという判断を公正公平に行う仕組みを考えなければならない。また、例えば、公訴官たる検察官の取調べは全過程の録音・録画を行うという考え方もあり得る。

などとして、指摘される弊害に対応して適切な例外等を設けるべきとの見解が示され、さらに

- 録音・録画の対象範囲の選択は、それをしなかったことによる不利益を負担する立場にある捜査機関の判断に委ねることが、捜査の実情に照らして柔軟であり、広い範囲の録音・録画を実施する上でも最良の方法である。

などとして、録音・録画の範囲は捜査官の裁量にゆだねるべきとする見解も示された。

ウ また、一律全過程の取調べを録音・録画することはコストの面から現実的ではなく、対象とすべき取調べの範囲の検討に当たっては、コスト面や費用対効果を十分に考慮すべきとの見解が示され、これに対しては、具体的な検証が必要であるとの指摘がなされた。

(3) 対象とすべき事件

ア 身柄拘束との関係については

- 在宅被疑者は、いつでも取調室からの退去が可能であり、退去後直ちに弁護人と相談することもでき、そこでのチェックは可能である。そのため、取調べの適正を巡る争いは生じにくく、法務省勉強会の調査報告においても、在宅被疑者の取調べにおいて任意性が争われた事件の割合は非常に低く、裁判所により任意性が否定された事例はない。

- 任意取調べの段階での録音・録画の必要性は認められるが、任意取調べにも様々な段階があるから、一定の事件で一律に対象とすることは、必要性及びコストの問題から妥当ではなく、むしろ、自白の任意性の立証を念頭において、捜査機関側の判断で任意取調べの録音・録画を行うという裁量の問題としての解決するのが妥当と思われる。

として、制度としての録音・録画の対象は、身柄拘束後の取調べに限るべきとの見解が示された。

その一方で

- いくつかの問題事例が任意段階で生じているのであり、その関係者は、任意段階の取調べも実態は任意ではなかったと言っていることからしても、任意段階の取調べにおいても、取調べの適正確保、その保障措置としての録音・録画が必要である。

- 供述証拠は丁寧に扱わないとゆがんだりするのであり、公権力を使ってこれを収集する際には、きっちりと最初期段階から記録を残しておくことが極めて

大事なことである。

などと、任意段階の取調べも録音・録画の対象とするべきであるとの見解も示された。

イ また、参考人の取調べに関して

○ 多数の参考人が、捜査段階の調書と異なる証言を公判廷で行い、その調書が刑訴法321条により証拠として採用できるか否かという判断も含めて極めて長期間を要した事件もあるが、取調べ状況を録音・録画していれば、調書の作成過程が客観的に検証できる。

○ 参考人に対しても無理な取調べがなされ、事実と異なる調書を取られることがあり、こういうやり方が一般的にあるとしたら、参考人の取調べが検証できないと、いわゆる「えん罪」はなかなか防げないと思う。

などと、参考人の取調べについても録音・録画の対象とすべきとの見解が示された一方で

○ 参考人といっても、共犯者的な立場にあるような人の場合は、被疑者としての録音・録画がなされていれば、ほとんどの問題は解消されるはずである。

○ 法律上、被疑者調書は、不利益供述があり、かつ、任意性が認められれば、公判廷で証拠になるのに対し、参考人調書は、原則として証拠にならず、争いがあれば、その参考人が法廷で証言をするという法制度上の取扱いとなっており、両者を同列に論じるのは単純すぎる。

などとの見解も示された。

ウ 対象事件の範囲については

○ 裁判員制度対象事件については、検察庁や警察で取調べの録音・録画の試行を行っており、弁護士会でも検討を行っているのであるから、裁判員制度対象事件の取調べの録音・録画を実施することに余り異論はなさそうであり、これを前提として、全過程か部分的かなどの点についてもう少し詰めた議論を進めるのがよいのではないか。

○ 裁判員制度対象事件は重大な事件と考えるが、取調べの録音・録画の目的に照らして、さらにどのような犯罪が重大あるいは大事なのかということも検討すべきではないか。

との見解が示された。

エ 対象とすべき取調べの範囲の検討と同様に、対象事件の範囲の検討に当たっても、コスト面や費用対効果を十分に考慮すべきとの見解が示され、これに対しても、具体的な検証が必要であるとの指摘がなされた。